

平成 28 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

1 議 案 第 119 号 ~ 議 案 第 131 号 (降 壇)

平 成 28 年 12 月 8 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました議案第119号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、人事院勧告に基づき、市議会議員及び特別職の職員の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第120号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、人事院勧告に基づき、職員の給与、扶養手当の額等に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第121号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく市議会議員、特別職及び職員の給与の改定に伴い、給与費等に要する経費について追加の措置を講じたほか、農林水産業費において、農業経営体育成に要する経費について追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、県支出金及び繰入金をもって充当しております。

次に、議案第122号「平成28年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第123号「平成28年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、

議案第124号「平成28年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、

議案第125号「平成28年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」及び

議案第126号「平成28年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

これらの会計につきましても、人事院勧告に基づき、職員の給与費等に要する経費について、追加の措置を講じております。

次に議案第127号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、消費税率引上げが2年半延期されたことに伴い経済対策の一環として支給される臨時福祉給付金に要する経費、羽月小学校校舎外壁改修に要する経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、改選に伴う議員の期末手当に要する経費について追加の措置を講じております。

総務費につきましては、旧大口心身障害者等福祉センターの浄化槽修繕に要する経費について追加の措置を講じたほか、施設の老朽化等に伴い想定される地方債の繰上償還等の財源を確保するため、減債基金に積み立てる経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、消費税率引上げの延期に伴い経済対策の一環として支給される臨時福祉給付金に要する経費について新たに措置したほか、重心医療助成費の支給及び生活保護扶助事業に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、国民健康保険事業への繰出金に追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、環境保

全型農業の支援に要する経費について追加の措置を講じたほか、鹿児島県地域振興公社への負担金について新たに措置しております。

商工費につきましては、木造住宅整備促進事業に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、大口山野三日月地区の里道の側溝整備及び市道湯之尾滝公園線の星流橋補修に係る実施設計に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、平出水班消防詰所の修繕に要する経費及び山下自治会の消火栓新設に伴う水道事業会計への負担金について新たに措置しております。

教育費につきましては、羽月北小学校のランチルーム及び教職員住宅の解体に要する経費について新たに措置したほか、羽月小学校の校舎の外壁改修に要する経費について追加の措置を講じております。

公債費につきましては、羽月北小学校のランチルームの解体等に伴う地方債の繰上償還に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました。これらの財源につきましては、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当し、県支出金は減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,190万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億4,056万9千円とするものであります。

このほか、羽月小学校の外壁改修が年度内に完了する見込がないため、明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、例規整備支援事業及び指定管理委託9件を新たに措置し、地方債では、学校教育施設等整備事業を追加し、公営住宅建設事業について限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第128号「平成28年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費等に所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,663万5千円とするものであります。

次に、議案第129号「平成28年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費等に所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,519万7千円とするものであります。

次に、議案第130号「平成28年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において事業費に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ826万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,206万7千円とするものであります。

次に、議案第131号「平成28年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において営業費用に36万5千円追加し、収益的支出の総額を3億6,811万2千円とし、「資本的収入及び支出」において100万円追加し、資本的収入の総額を1億2,836万7千円、資本的支出の総額を2億7,329万1千円とするものであります。

以上議案13件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————